

防災・減災

1 災害時要援護者情報登録制度

災害時に安否確認や避難支援といった地域の支援を必要とする方々に「災害時要援護者」として事前に登録いただき、その情報を町内会などの地域団体等へ提供する制度です。この制度は、情報を受け取った地域団体等が対象者を訪問して日頃からの関係づくりを進めるなど、地域による支援体制づくりに活かしていただくものです。

【対象】 次の(1)～(4)に該当する在宅の方のうち、災害が発生したとき、「自分の力だけでは避難できない」「目や耳が不自由なために災害情報が入手できない」などの理由で、地域の支援を希望する方が対象となります。地域団体等に情報提供することについて、同意していただくことが必要です。

- (1) 障害者手帳をお持ちの方
- (2) 要介護認定を受けている方(要支援も含む)
- (3) 65歳以上の高齢者で、一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の方、またはご家族のお勤めなどにより、日中(夜間)の長い時間にわたり一人暮らしの状態になる方
- (4) 上記(1)～(3)に準ずる方や、病気等により、地域による支援を必要としている方

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

2 福祉避難所

災害発生時に指定避難所での生活が困難な高齢者、障害者等の要配慮者を受け入れるため、仙台市内の福祉施設の一部を「福祉避難所」としています。

このうち、市と協定を結んだ福祉施設を「協定福祉避難所」といいます。協定福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、災害発生直後から必ず開設されるものではありません。災害時にはまず指定避難所へ避難していただき、避難所では、本人の状況により必要な配慮を行うこととしております。その後、保健師などが、本人の状況や要介護認定の有無などを確認し、協定福祉避難所への避難の必要性を判断することとなります。

また、令和 7 年度以降、新たに「指定福祉避難所」の制度を設け、一定の基準に適合し市が指定した施設については、あらかじめ要配慮者との間で避難についての合意をしていただくことで、災害発生時にはその施設への直接の避難ができる施設の指定を進めていきます。

【問合せ先】 健康福祉局総務課 【電話】 214-8161 【FAX】 268-2937

3 杜の都防災メール

火災等の災害発生情報や防災気象情報、地震・津波情報、避難情報等を電子メール(携帯電話、パソコン等)でお知らせします。

また令和7年3月から、上記の情報を LINE で受信することができるようになりました。

【対 象】 特に制限はありませんが、電子メールアドレスの登録(LINE は仙台市公式アカウントへの友だち登録)が必要です。

【登 録】

[杜の都防災メール]

一般的な検索サイトのトップページから「杜の都防災メール」を検索し、登録をお願いします。

二次元コードに対応した携帯電話やスマートフォンをお持ちの場合は、右記二次元コードを携帯電話やスマートフォンのカメラ機能などでお読み取りください。



▲杜の都防災メール

[仙台市公式 LINE-消防情報]

LINE で仙台市公式アカウントを友だち登録し、(メインメニュー)-(受信設定)-(消防)から受信を希望する情報及び区域の設定をお願いします。

二次元コードに対応した携帯電話やスマートフォンをお持ちの場合は、右記二次元コードを携帯電話やスマートフォンのカメラ機能などでお読み取りください。



▲仙台市公式 LINE

【問 合 先】 消防局管理課 【電話】 234-1111(代表) 【FAX】 728-9590

4 NET(ネット)119緊急通報システム

スマートフォンや携帯電話を使い、画面操作により 119 番通報する方法です。

【対 象】

次の三項目を全て満たす方は、利用登録の手続き後、NET119 緊急通報システムを利用できます。

- ・聴覚や言語機能に障害または疾病のある方で、音声による 119 番通報が難しい
- ・仙台市内に住んでいるまたは仙台市に通勤若しくは通学している
- ・スマートフォン(または携帯電話)を持っている

【利用登録】

下記のいずれかの方法で申し込みをお願いします。

①窓口での登録申請(消防局庁舎6階(指令課)に来庁しての申請)

スマートフォン(または携帯電話)をお持ちになり、窓口へお越しください。(消防局指令課で、利用登録します。)

②Web での登録申請(ご自宅などからインターネットを用いての申請)

右記二次元コードを読み取り、空メールを送信してください。(iphone をご使用の場合は、空メール送信時に1文字以上入力してください。)

※右記二次元コードが読み取れない場合は、メールの宛先に、
entry_4100@entry.web119.info と入力してメールを送信してください。

※いたずらや間違いの登録を防ぐため、申請情報の「備考(申請理由)」の入力をお願いします。



▲二次元コード

【問 合 先】 消防局指令課 【電話】 234-1111(代表) 【FAX】 234-2364

5 FAX119番

電話(音声通話)での 119 番通報が難しい方は、ファクスを利用した「火事・救急」の通報も受け付けております。(事前の登録は必要ありません。)

ファクスに必要な事項(住所・氏名・ファクス番号と「火事か救急か」)を記入した用紙をセットして、119 をダイヤル後「スタート」ボタンを押してください。

【注 意】 ① ファクスの送信が正常に完了したことを必ず確認してください。

送信できない場合は、ご近所に助けを求めてください。

② IP 電話をご利用の方は、ファクスが利用できない場合があります。

加入している通信事業者などに確認をしてください。

③ 仙台市ホームページ「ファクスからの 119 番通報について」に 119 番ファクス通報用紙がありますのでご利用ください。他の用紙も使えます。

④ 消防局でファクスを受信した場合、受信した旨のファクスが送信番号宛に届きます。

⑤ 「火事」の場合は通報後すぐに避難するなど、身の安全を守ってください。

【問 合 先】 消防局指令課 【電話】 234-1111(代表) 【FAX】 234-2364

6 メール119番

携帯電話から電子メールにより、市内で発生した火災・救急・救助等の通報を行うことができます。

【対 象】 本市に住所を有し聴覚、言語機能又は音声機能に障害があり、電話等で緊急通報することが難しい方(事前の登録が必要となります。)

【窓 口】 健康福祉局障害企画課、各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、
秋保総合支所 保健福祉課

【問 合 先】 健康福祉局障害企画課 【電話】 214-8151 【FAX】 223-3573